

耐震診断・耐震化事業(補助制度)

●木造住宅の耐震診断・・・年2回無料耐震診断事業を行っています。

木造住宅の耐震診断は、診断する建物の地盤・基礎の状態・建物の形状・壁及びスジカキの配置や割合・建物の老朽度などから、地震に対する耐力を総合的に判断するものです。

総合評点	判定
1.5以上	安全である
1.0以上～1.5未満	一応安全である
0.7以上～1.0未満	やや危険である
0.7未満	倒壊または大破壊の危険がある

●木造住宅の耐震化各事業

市と県では共に、診断の結果「耐震性なし」と診断された住宅を対象に、耐震化のための補助事業を実施しています。

診断方法についても市で定める方法がありますのでご注意ください。

耐震改修支援事業（H27年度迄）

耐震診断による総合評点が、県が指定する地域で1.0未満、その他の地域で0.7未満の木造住宅を耐震改修し、総合評点を1.0以上にあげる改修工事を対象とします。

耐震化建替支援事業（H23年度迄）

耐震診断による総合評点が、県が指定する地域で1.0未満、その他の地域で0.7未満の木造住宅を解体し、同じ市町村内に新たに住宅を建築する工事を対象とします。

耐震性向上型改修支援事業（H27年度迄）

耐震診断による総合評点が、0.7未満の昭和45年12月以前に着工された木造住宅を改修し、総合評点0.7以上1.0未満(0.3以上あげる。)にする改修工事を対象とします。

補助率

2/3

補助金限度額

80万円(各事業共通)

*南アルプス市は、県が指定する地域の為

事業実施の為には、まず耐震診断を済ませて下さい。

耐震診断・各支援事業を希望される方は、必ず事前に下記までお問い合わせをお願いします。

事前着工等は補助金の交付対象外になります。

耐震改修には税制の特典があります

耐震改修支援事業を実施した方が対象となります。

国では、耐震診断、耐震改修を促進するため次のような税制を行っております。

項目	内容
所得税	個人が、平成25年12月31日まで、旧耐震基準である昭和56年5月31日以前に建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の10%相当額(20万円を限度)が所得税から控除されます。
固定資産税	旧耐震基準である昭和56年5月31日以前に建設された住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額(120㎡相当分まで)が次のとおり減額されます。 ①平成18年～平成21年に工事を行った場合 3年間 1/2に減額 ②平成22年～平成24年に工事を行った場合 2年間 1/2に減額 ③平成25年～平成27年に工事を行った場合 1年間 1/2に減額

※この内容は、税制改正等で変更されることがあります。

お問い合わせ先

南アルプス市 建設部 建築住宅課 TEL.055-282-6397

山梨県南アルプス市小笠原376 南アルプス市役所 西別館1階